

追加参考資料

令和2年8月
日本年金機構

目 次

《追加参考資料》

日本年金機構における新型コロナウイルス感染症に係る対応状況 P. 1

テレビ電話相談の実施状況・所要経費等について P. 5

令和元年度お客様文書モニター会議について P. 8

日本年金機構における新型コロナウイルス感染症に係る対応状況

機構における新型コロナウイルス感染症に係る主な対応①

○新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年2月以降、以下の対応を実施。

	対応内容等
衛生・労務管理	・各拠点における基本的な感染防止対策の実施 - ーマスク・フェイスシールドの着用、手指衛生(消毒・手洗い)、相談ブースの亚克力板等による仕切り設置、室内の換気等 ・マスク、消毒液、フェイスシールド、亚克力板を本部で一括して調達し、各拠点に配付 ・風邪症状等のある職員の出勤停止、体調把握・報告 ・小学校等の臨時休業に伴って子どもの世話をを行う必要がある職員の休暇制度の創設
接触機会の低減	・時差通勤の実施 ・大人数が集まる会議・研修等の中止・延期又はテレビ会議による実施 ・緊急事態宣言の対象区域に所在する拠点における交替制による勤務（隔日で職場／在宅勤務）の実施
業務・お客様対応等	・機構ＨＰトップに「新型コロナウイルス感染症関連情報」バナー設置し、情報を集約 ・お客様、事業所への戸別訪問・来所要請の原則停止 ・滞納処分・強制徴収の原則停止 ・国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置（令和2年5月1日受付開始） ・厚生年金保険料等の納付猶予特例（令和2年4月30日施行） ・障害年金受給権者等に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限延長（令和2年4月28日厚生労働大臣告示）の周知

機構における新型コロナウイルス感染症に係る主な対応②

- 全都道府県で緊急事態宣言が解除された5月25日以降は、政府が進める段階的な社会経済活動レベルの引き上げや経済・雇用対策等への対応、お客様及び役職員への感染防止へのさらなる取り組みを実施。

	対応内容等				
衛生・労務管理	・政府専門家会議提言等を踏まえた「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定(6月19日)し、これに基づく対応を実施				
接触機会の低減	＜ガイドラインの主な内容＞ ・対策の実施及びその実施状況の確認のために、各拠点及び本部に組織（新型コロナウイルス感染予防対策委員会）を設置 ・時差通勤、在宅勤務（※）の実施・検討 （※）年金個人情報等を取り扱わない本部の企画業務等について、セキュリティ対策措置を施した専用端末による在宅勤務を試行実施。 ・マスク等の着用や手指の消毒等の徹底 ・出張・会議等の取扱い（オンラインでの実施、対人距離の確保、参加者名簿の作成等） ・トイレ等、拠点設備の清掃・消毒の徹底 ・消毒液の設置（総合窓口、待合スペース、トイレ等） ・待合スペースの椅子等の削減 ・換気の徹底 ・職員の休憩スペースにおける感染予防対策 ・お客様への協力要請（マスクの着用等） ・職員が感染した場合等の対応				
業務・お客様対応等	・国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置、厚生年金保険料等の納付猶予特例について、引き続き、積極的な案内・周知を実施。承認又は許可数は以下のとおり。 <table border="1"> <tr> <td>国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置（6月末時点）</td><td>25,041件</td></tr> <tr> <td>厚生年金保険料等の納付猶予特例（7/10時点）</td><td>62,657事業所</td></tr> </table> ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴う標準報酬月額の特例改定（令和2年6月26日受付開始） （※）標準報酬月額の特例改定の処理件数は、現在集計中。 ・厚生労働省「生活を守る」プロジェクトチームで示された「学生への支援」の取り組みとして、内定を取り消されたり、アルバイト収入を失った学生等を、特定業務契約職員として全国の事務センターで採用（※）令和2年5月29日から100人程度の募集を開始。 ・戸別訪問・来所要請について、お客様が希望される場合等に限って再開（滞納処分・強制徴収は、引き続き原則停止）	国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置（6月末時点）	25,041件	厚生年金保険料等の納付猶予特例（7/10時点）	62,657事業所
国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置（6月末時点）	25,041件				
厚生年金保険料等の納付猶予特例（7/10時点）	62,657事業所				

機構における新型コロナウイルス感染者の発生拠点等について

- 機構においてこれまでに新型コロナウイルス感染が判明した役職員等の人数は、8名（令和2年7月30日現在）。
- 感染者が発生した拠点においては、保健所の指示の下、濃厚接触者の特定、消毒作業等を実施。発生状況等については随時HP公表済。
- ※新宿年金事務所4名（4月3日から22日まで閉鎖(臨時窓口設置)）、藤沢年金事務所1名（閉鎖無し）、中央年金センター(調布拠点)1名（閉鎖無し）、東京広域事務センター1名（閉鎖無し）、練馬年金事務所1名（7月29日から閉鎖（池袋年金事務所に臨時窓口設置中））

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に関する対応

政府から「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、厚生年金保険料等の納付猶予の特例や国民年金保険料の免除等の方針が示された。この方針を受け、厚生年金保険料等の納付猶予の特例が施行され、国民年金保険料免除に係る臨時特例措置等が実施されることとなったことから、これらに係る業務運営が円滑に行われるよう取組を実施。

（１）厚生年金保険料等の納付猶予の特例施行（令和2年4月30日施行）

【制度の概要】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）に相当な収入の減少が生じた場合において、
- ②令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等の納付を申請により、1年間猶予することができる。この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金は全額免除となる。

【機構における対応】

- ・特例の施行による相談体制を確保するため、本部（高井戸）に臨時コールセンターを設置
- ・ホームページで制度内容の案内、申請書・手引き等の掲載やチャットボットによる照会対応を実施
- ・特例対象期間の保険料が未納の事業所に対し、特例措置の内容周知及び利用勧奨のための文書を送付

（２）国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置（令和2年5月1日受付開始）

【制度の概要】

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休止に至らない場合でも、収入が急減するなどし、当年中の見込み所得が、国民年金保険料の免除基準相当に該当する方について、簡易かつ迅速な手続きにより、国民年金保険料の免除等を可能にする特例措置が講じられた。

【機構における対応】

- ・ホームページで制度内容の案内、申請書・手引き等の掲載やチャットボットによる照会対応を実施
- ・短期未納者に対して保険料納付を勧奨するための文書に臨時特例措置の内容を掲載して送付

障害年金受給権者等に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限延長（4月28日厚生労働大臣告示）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のため、障害状態確認届（診断書）の提出期限が令和2年2月末から令和3年2月末までの間にある障害基礎年金・障害厚生年金等の受給権者等（以下「受給権者等」という。）について、厚生労働大臣告示により提出期限が1年間延長された。

【機構における対応】

- ・対象期間に該当する受給権者等は延長前の提出期限までに障害状態確認届（診断書）の提出は不要であることをホームページで周知
- ・障害状態確認届（診断書）が未提出である受給権者等に対して、提出期限が1年間延長されたこと等について個別に案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴う標準報酬月額の特例改定（6月26日受付開始）

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、令和2年4月から7月の間に休業により報酬が著しく下がった方について、以下の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定することとされた。

- ①事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業させたことにより、急減月が生じた者であること。
- ②急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上低下した者であること。
- ③本特例措置による改定を行うことについて、本人が書面で同意している者であること。

テレビ電話相談の実施状況・所要経費等について

新潟県佐渡市におけるテレビ電話相談の実施状況及び所要経費等

- お客様からの年金相談は年金事務所で対面で行っているが、離島等遠隔地に居住されているお客様に対しては月数回の出張相談を行っている。
 - 離島等遠隔地に居住されているお客様の年金相談へのニーズに対応することを主たる目的として、平成30年1月から新潟県佐渡市にてテレビ電話相談を試行運用している。
 - 試行開始後は、テレビ電話相談について年間で370件を超えるご利用をいただいております。佐渡市においては年金相談件数の全体に占めるテレビ電話相談の直近の利用率は95%超となっている。また、年金相談件数は増加しているが、それはテレビ電話相談によるものであり、佐渡市への出張相談回数は減少している。
- ※ 出張経費の削減▲約100万円(令和元年度件数に必要な回数：38回＝379件÷10件(1日当たりの相談可能件数))

＜佐渡市における年金相談件数等の推移＞

	平成27年1月～12月	平成28年1月～12月	平成29年1月～12月	平成30年1月～12月	平成31年1月 ～令和元年12月
年金相談件数	284件	268件	315件	438件	395件
うち 出張相談	284件	268件	315件	58件	16件
うち テレビ電話相談	—	—	—	380件 86.7%	379件 95.9%
【参考】 出張相談実施回数	31回	28回	30回	19回	7回

※ 平成30年1月23日より、テレビ電話相談導入

【参考】 テレビ電話相談の相談内容等

① 相談内容の内訳 (平成30年1月～令和元年12月)

相談内容	件数	割合
老 齢	452件	59.6%
遺 族	28件	3.7%
障 害	62件	8.2%
遺族・死亡・未支給	156件	20.6%
その他(離婚分割等)	36件	4.7%
記録確認	11件	1.4%
一般相談	14件	1.8%
計	759件	100.0%

② 年代別の内訳 (平成30年1月～令和元年12月)

年代	件数	割合
20代	3件	0.4%
30代	16件	2.1%
40代	21件	2.8%
50代	73件	9.6%
60代	437件	57.6%
70代	75件	9.9%
80代	94件	12.4%
90代	40件	5.3%
計	759件	100.0%

<テレビ電話相談にかかる経費の推移等>

所要経費	導入時 平成30年1月～12月	契約更新時		契約更新時 令和2年4月～ 令和3年3月
		平成31年1月～ 令和元年12月	令和2年 1月～3月	
導入経費(イニシャルコスト)	3,250千円	—	—	—
機構(新宿)	2,300千円	—	—	—
ハードウェア(テレビ電話専用端末、複合機)	940千円	—	—	—
工事(機器設置、回線敷設、LAN配線)	180千円	—	—	—
その他(プロジェクト管理、システム設計費)	1,180千円	—	—	—
佐渡	950千円	—	—	—
ハードウェア(テレビ電話専用端末、複合機)	670千円	—	—	—
工事(機器設置、回線敷設、LAN配線)	280千円	—	—	—
運用経費(ランニングコスト)	1,740千円	1,724千円	430千円	1,860千円 ①
機構(新宿)	870千円	862千円	215千円	905千円
保守(ハードウェア保守、セキュリティ)	200千円	264千円	66千円	307千円
回線利用料(閉域網・アクセス回線)	670千円	598千円	149千円	598千円
佐渡	870千円	862千円	215千円	955千円 ②
保守(ハードウェア保守、セキュリティ)	200千円	264千円	66千円	357千円
回線利用料(閉域網・アクセス回線)	670千円	598千円	149千円	598千円
合 計(税抜)	4,990千円	1,724千円	430千円	1,860千円

※ 経費比較のため、税抜金額で表示

【参考】市町村交付金	540千円	538千円	108千円	462千円 ③
------------	-------	-------	-------	---------

※ 上記の契約期間中の相談件数に応じて積算。(令和2年度については令和元年度と同程度の相談件数を見込んで積算。)

- 現在、ランニングコストは年間約240万円(①+③)。今後仮に増設する場合、1か所当たりの年間コストは約140万円(②+③)。
- 佐渡市での試行実施においては、直接経費(出張経費:年間約100万円)の削減に加え、出張相談の補助的業務を担当する特定業務契約職員1名(年間約300万円)を削減。
- 今後については、試行実施の効果を検証しつつ、一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により従来の対面型の出張相談の実施が難しくなっていることから、通信技術の進歩等も十分に調査・精査を行った上で、相談チャネルの多様化について、検討を進めてまいりたい。



令和元年度 お客様向け文書モニター会議について

令和元年度 お客様向け文書モニター会議について

日本年金機構では、お客様向けに作成する文書について、お客様目線でわかりやすいものとするを目的として、一般の方々や文書デザイナーからご意見をいただく「お客様向け文書モニター会議」を下記のとおり開催した。

なお、令和元年度のモニターは以下10名の方々と構成した。

1. 文書モニター（公募により募集）

No	職業	No	職業
1	主婦	6	自営業
2	ファイナンシャルプランナー	7	団体職員
3	年金受給者	8	年金受給者
4	社会保険労務士	9	年金受給者
5	会社員	10	社会保険労務士

2. 文書モニター会議案件（各文書は別添参照）

No	開催月	文書名	モニター会議の意見を踏まえ見直した主なポイント
1	5月	「令和2年分 扶養親族等申告書作成と提出の手引き」	・タイトルと内容に相違が感じられるため、修正すること。 ・提出が不要の場合の条件を追記すること。 ・手引きのフローチャートの中に訂正や抹消例も加え修正すること。
2	6月	リーフレット「国民年金の手続きのご案内」	・タイトルをわかりやすく修正すること。 ・国民年金のメリットを冒頭に記載すること。 ・フローチャートにケースを増やしてわかりやすく表示すること。
3	7月	「アニュアルレポート2017」	・読みにくさを少しでも回避するため、背景色の色合いや統一感を再考すること。 ・視線の流れや紙面の情報量を減らすことを意識し、目に入りやすいレイアウトに修正すること。
4	11月	チラシ「年金委員制度のご案内」	・何のリーフレットか一目でわかるようタイトルをフォントや色で強調すること。 ・文章主体の構成を表などを活用し、メリットを目に入りやすくすること。 ・Q&A形式を取り込み、制度等の案内をわかりやすく修正すること。
5	12月	チラシ「国民年金保険料支払い方法のご案内」	・余計な装飾（背景色）は紙面の情報量が多くなりすぎるため、修正すること。 ・前納のおすすめポイントや保険料の違いを強調するため、見せ方を修正すること。 ・記入例を一新。視線の流れや強調したいポイント、わかりやすさを第一に見直すこと。
6	1月	「年金振込通知書」	・額通知面の横向化に合わせ、宛名面も同様に修正すること。 ・行長を短かくするとともに、レイアウトやフォントの変更により文章を読みやすく見直すこと。
7	2月	リーフレット「日本国内・国外へ出入国される方 年金の手続きが必要です」	・タイトルで手続きを促すこと。また、冒頭で出国者と入国者の手続きを区別すること。 ・フローやイラストを交えたレイアウトに変更し、必要な手続きを見やすく見直すこと。
8	3月	リーフレット「出産された方は 産前産後期間の国民年金保険料免除制度をご利用ください！」	・タイトルをわかりやすく修正すること。 ・強調したいポイント（通常の免除との違いや申請の必要性）を最も目立たせること。 ・手続きに必要なものの表示を修正して見やすく見直すこと。
9	3月	「年金振込通知書の音声コードへの収録内容」	・通知理由の明確化やねんきんダイヤル番号の繰返しなど、視覚障がい者がより認識しやすく、聞くだけで何の通知かわかるよう、シンプルかつ短文化すること。

「見直し案」

〔令和2年分〕〔継続〕 扶養親族等申告書作成と提出の手引き

作成と提出方法の流れ

○申告書の内容をご確認ください。

- ⑦前年から「変更なし」の場合
⇒「ア(変更なし)」に○をしてください。
- ⑧前年から「変更あり」の場合
⇒「イ(変更あり)」に○をしてください。

- ④ 前年から「**変更なし**」で申告します。
→ 受給者番号にご本人の氏名を記入し、捺印のうえ提出ください。他の項目の記入は不要です。
- ⑤ 前年から「**変更あり**」で申告します。
→ 「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目を確認してください。

※控除対象となる配偶者又は扶養親族がおらず、
本人が障害者又は寡婦(寡夫)にも該当しない場合は
提出は不要です。

追記

○提出年月日を記入
○氏名欄を記入（自筆である場合、押印は不要）
※氏名（フリガナ）、生年月日をご確認ください。
※代筆の場合は、申告書裏面⑭「摘要」欄に代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

提出年月日 令和 1 年 10 月 16 日

A) 受 給 者

月給額	年金 100 万円	印
氏 名	年金 太郎	
電話番号	0123-4567-8910	
生年月日	昭和 25 年 11 月 30 日	

「変更あり」の場合

○**○**・**○**・**○**欄を訂正または追加
変更がある場合は二重線で抹消・訂正してください。
訂正印は不要です(2~4ページを参照)。
記載事項があらかじめ印刷されていない場合には、
追加でご記入ください。
※例は赤字で訂正していますが、実際の記入は、黒
ボールペン等でご記入ください。

○**○**・**○**・**○**欄を訂正または追加
変更がある場合は二重線で抹消・訂正してください。
訂正印は不要です（2～4ページを参照）。
記載事項が印刷されていない場合には、追加でご記入ください。
※例は赤字で訂正していますが、実際の記入は、黒
ボールペン等でご記入ください。

○同封の返信用封筒に切手を貼って提出

お近くの年金事務所でも受け付けています。
返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。
法上、受給者が提出することが規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。
扶養親族等申告書以外の届書、お手紙等は同封しないでください。

○同封の返信用封筒に切手を貼って提出

お近くの年金事務所でも受け付けています。
返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。
法令上受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担が願います。
扶養親族等申告書以外の届書、お手紙等は同封ししないでください。

フローチャートに取込

＜訂正の例＞

＜抹消の例＞

[illegible]

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

1

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

NO.2 国民年金の手続きのご案内 (表紙)

[原案]

20歳になられた方に必要な
国民年金の手続きをご案内します。

※あなたが該当する手続きの確認をお願いします。

スタート

国民年金保険料の納付は可能ですか？

はい

A
2ページを
ご覧ください

いいえ

学生ですか？

はい

B
5ページを
ご覧ください

いいえ

C
7ページを
ご覧ください

国民年金第1号被保険者とならない方

20歳になられた時点で、結婚しており、配偶者（厚生年金）の扶養となっていますか？

■国民年金第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先へ連絡してください。

※ 20歳になられた時点で厚生年金保険に加入している方にこのご案内が届いた場合は、国民年金の手続きは不要です。なお、年金記録の確認を希望される方は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、日本年金機構ホームページでご確認いただくか、お近くの年金事務所の国民年金課へお問い合わせください。お問い合わせ先は同封の納付案内書をご覧ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>あなたの年金
簡単便利な
ねんきんネットで！

1808 1031 001

3

[見直し案]

タイトル修正

国民年金の加入と保険料のご案内

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障！

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障害や遺族を保障！

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

保険料が控除！

納めた保険料の金額が所得から控除されます。

基礎年金の半分は国（税金）が負担！

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

メリットを追記

■加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。

会社員・公務員等で、厚生年金・共済年金に加入していますか？

はい

お近くの年金事務所へご連絡ください。

いいえ

配偶者（厚生年金・共済年金に加入されている方）の扶養となっていますか？

はい

配偶者の勤務先へご連絡ください。

いいえ

今年度の保険料は16,540円（月額）です。お支払い可能ですか？

はい

● 2ページ参照
「保険料の納付方法」

いいえ

学生ですか？

はい

● 4ページ参照
「学生納付特例申請」

いいえ

● 6ページ参照
「保険料免除・納付猶予申請」

■ 20歳直前で海外出国されたこの案内が届いた場合は、お近くの年金事務所へご連絡ください。

■ 諸外国との社会保障協定で定められた適用証明書をお持ちの場合、国民年金の適用が免除される可能性があります。

お近くの年金事務所へご相談ください。社会保障協定については日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

<目次>

国民年金保険料の納付方法のご案内 P2
 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内 P4
 国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内 P6
 付加保険料制度・産前産後保険料免除・ねんきんネットのご案内 P8

日本年金機構

1

NO.3 アニュアルレポート2017 (目次)

[原案]

日本年金機構 アニュアルレポート 2017 目次

国民の皆さまへのごあいさつ	1
目次	3

第1章

年金博士と学ぶ 初めての年金制度

①公的年金制度	5
②公的年金制度の歩み	7
③日本年金機構の業務内容	9

特集

国民から信頼され
評価される組織を作り上げるために

①日本年金機構再生プロジェクトの取り組み	11
②情報セキュリティ対策の強化の取り組み	19
③扶養親族等申告書事案への対応と業務委託のあり方などについて	21
④年金給付の事務処理誤りの総点検とこれから	27

第2章

日本年金機構の重点課題

①国民年金保険料の納付率向上	31
②厚生年金保険・健康保険などの適用促進対策	35
③障害年金の諸課題への対応	39
④年金記録問題への対応	43
⑤内部統制システムの有効性確保	47

第3章

平成29年度の取り組み

①国民年金の適用促進に向けた取り組み	53
②厚生年金保険・健康保険などの徴収の取り組み	55
③年金給付業務の取り組み	57
④年金相談の充実に向けた取り組み	59
⑤公的年金制度に対する理解促進への取り組み	62
⑥お客様サービス向上の取り組み	63
⑦平成29年度の取り組み実績	67

第4章

日本年金機構について

①日本年金機構について	73
②数字で見る年金	79
③「わたしと年金」エッセイ	81
④年金についてのお問い合わせ先	84

公的年金が将来もらえないかもしれないから、 民間の個人年金だけ加入すれば問題ないよね？	51
--	----

素朴な疑問にお答えします①

このまま少子高齢化が進んでいけば、年金制度は維持できないでしょ？ 66

素朴な疑問にお答えします②

国民年金の保険料を納める余裕がないときは、どうすればいいの？ 71

[見直し案]

日本年金機構 アニュアルレポート 2018 目次

国民の皆さまへのごあいさつ	1
目次	3

第1章

日本年金機構と公的年金制度

日本年金機構について	5
組織について	5
業務について	7
日本年金機構の10年の歩み	9
公的年金制度について	11
仕組みについて	11
歴史について	13

特集

日本年金機構のこれからの未来づくり

日本年金機構再生プロジェクトの取り組みと成果	17
現場の声とお客様の声	23
日本年金機構の「未来づくり計画」の方向について	25

第2章

平成30年度の取り組み

国民年金の適用促進に向けた取り組み	29
国民年金保険料の納付率向上に向けた取り組み	31
厚生年金保険・健康保険などの適用促進に向けた取り組み	35
厚生年金保険・健康保険などの徴収の取り組み	38
年金給付業務の取り組み	41
年金記録問題への取り組み	45
年金相談の充実に向けた取り組み	47
公的年金制度に対する理解の促進への取り組み	50
お客様サービスの向上の取り組み	51
内部統制システムの有効性確保に向けた取り組み	53
個人情報の保護に関する取り組み	55
平成30年度の取り組み実績	57

第3章

資料編

第3期中期計画について	63
日本年金機構のデータ	67
数字で見る年金	71
「わたしと年金」エッセイ	73
年金についてのお問い合わせ先	76

年金Q&A

気になる疑問に
わかりやすくお答えしますQ.1
自分の年金情報を
インターネットで
確認できますか？ 15Q.2
出産すると保険料を
払わなくてもいいと
聞いたのですが？ 27Q.3
「年金委員」ってどんな
活動をしている人たち
何ですか？ 61

背景色を少なく。

レイアウトを変更して
目に入りやすく

NO.4 チラシ「年金委員制度のご案内」

[原案]

(表面)

年金委員を募集
しています。

○日本年金機構では、公的年金制度と国民のみなさまとの橋渡し役として、年金委員を募集しています。

○年金委員とは、会社や地域において年金制度の啓発・相談・助言などの活動を行う民間協力員です。

○みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

(裏面)

年金委員は
2種類あるんですね!!

	【職域型】	【地域型】
活動エリア	会社内	自治会や町内会
活動内容(例)	○社内掲示板を利用した年金制度の周知 ○従業員への各種手続の助言・相談 など	○地域住民への各種手続の助言・相談 ○自治会でのパンフレットの配付 など
年金委員になるには?	事業主が日本年金機構へ推薦	市町村等が日本年金機構へ推薦

年金委員になるのに、
お金がかかったりするの?

- 登録費用など、一切かかりません!!
制度改正などの定期的なお知らせも無料でお届けします!!
- 活動経費も日本年金機構が負担します!! (※)

(※)日本年金機構の便宜に基づきます。

詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。
みなさまのご参加をお待ちしています!!!

日本年金機構
Japan Pension Service

[見直し案]

(表面)

年金委員
募集中!

日本年金機構のサポーターとして、公的年金制度と国民のみなさまとの橋渡し役を担っていただく、年金委員を募集しています。

年金委員は、厚生労働大臣の委嘱により、会社や地域において年金制度の啓発・相談・助言などの活動を行う民間協力員です。活動区域により、「地域型」と「職域型」に区分されます。

	【地域型】	【職域型】
		会社内

♪年金委員になる4つのメリット♪

【1】制度改正のお知らせ

定期的なお知らせを無料で提供し、制度改正などの情報を、いち早くお知らせします。

【2】研修会に無料参加

制度改正等の研修会に無料で参加できます。

【3】表彰制度

活動の功績に対して、厚生労働大臣や日本年金機構理事長からの表彰制度があります。

【4】コミュニティー

研修会や活動を通じて、コミュニティーの幅が広がります。

年金委員に関するQ&A

Q 年金委員に、報酬はありますか?
A 報酬はありません。ボランティア的な協力員として活動していただいています。

Q 年金委員は、何人くらいいるのですか?
A 平成31年3月末現在、約116,000人の年金委員が委嘱されています。
(職域型：約112,000人、地域型：約4,000人)

Q 年金委員の身分を証明する物はありますか?
A 身分を証明する「年金委員証明書」があり、活動を行う時に携帯します。(地域型) なお、年金委員は厚生労働大臣が委嘱(任命)します。

Q 任期はありますか?
A 地域型年金委員は3年(更新可)、職域型年金委員には定めがありません。

Q 活動頻度はどのくらいですか?
A 3か月に1回程度、管轄の年金事務所等で研修会や打合せを行います。制度改正等の情報提供や活動内容の情報交換を行います。近隣やお勤めの会社が主な活動の場となり、ご都合により柔軟に活動いただいで構いません。

Q 年金の知識に自信がないのですが、年金委員になれますか?
A 研修会等でわかりやすく、ご説明いたしますので、ご安心ください!!

メリットが目に入りやすいように記載。

Q&A形式で制度を
わかりやすく案内。

日本年金機構
Japan Pension Service

NO.6 年金振込通知書

[原案]

ねんきんネットで電子版 年金振込通知書のご利用を

- 電子版なら、年金振込通知書をパソコンにダウンロードできるため、なくす心配がなく、管理・保存に便利です！
- 働きながら年金を受給する場合など年金見込額を試みできます！
- 年金記録に「もれ」や「誤り」がないか確認できます！

・ご登録には「基礎年金番号」が必要です。
・簡単に登録できますので、ぜひご利用ください。

○自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があると思われる方へ
お客様の新たな記録が見つければ、年金額が増える可能性がありますので、お心当たりのある方は、年金事務所へご相談ください。

一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ
0570-05-1165
※5時から9時までの受付時間です。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ
0570-05-4890
※5時から9時までの受付時間です。

料金は納郵便
親展

大切なお知らせ
※このお知らせは大切に保管してください

発行人 日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
ご案内は内側にあります。

失印の方へは、必ずお詫言ってください。

[見直し案]

ねんきんネットで電子版「年金振込通知書」がご利用いただけます

○市役所支店に設置した電子版通知書をパソコンにダウンロードできます。
なくす心配がなく、管理・保存に便利です！
○働きながら年金を受給する場合など、様々な条件に応じた見込額を確認できます。
○簡単に登録できますので、ぜひご利用ください。

詳しくは「ねんきんネット」
スマートフォンから
の登録はこちら
※ご登録には「基礎年金番号」が必要です。

年金記録に「もれ」や「誤り」があると
思われる方へ
新たな記録が見つければ、年金額が増える可能性があります。
お心当たりのある方は、年金事務所へご相談ください。

ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、
最新の年金事務所の所在地などを掲載しています。
※日本年金機構 検索

お問い合わせ・予約は下記ダイヤルへ
（「基礎年金番号」が必要です。）
0570-05-1165
※5時から9時までの受付時間です。

一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ
0570-05-1165
※5時から9時までの受付時間です。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ
0570-05-4890
※5時から9時までの受付時間です。

料金は納郵便
親展

大切なお知らせ
※このお知らせは大切に保管してください

発行人 日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
ご案内は内側にあります。

失印の方へは、必ずお詫言ってください。

通知面に合わせ横向き

行長を短くし、レイアウト
やフォントも変更※ 8月以降の振込の決定額は、6月と同一額を仮に記しています。
決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印影

振込予定日

年金の振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の日となります。

【令和3年】	6月15日（4月・5月分）	8月13日（6月・7月分）	10月15日（8月・9月分）	12月15日（10月・11月分）
【令和4年】	2月15日（12月・1月分）	4月15日（2月・3月分）		

注意事項

- ・各支払期に切り替わられた振込額の合計額が1円以上のときは、毎年2月期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- ・特別徴収する額や振込額、振込先などに変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」をお送りします。
- ・「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金を加算しています。

年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税を特別徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。
- 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

年金から特別徴収する保険料（税）額等に関することは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

注意事項

- ・各支払期に切り替わられた振込額の合計額が1円以上のときは、毎年2月期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- ・「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金を加算しています。
- ・特別徴収する額や振込額、振込先などに変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」をお送りします。

振込予定日

令和3年	6月15日（4月・5月分）	8月13日（6月・7月分）	10月15日（8月・9月分）	12月15日（10月・11月分）
令和4年	2月15日（12月・1月分）	4月15日（2月・3月分）		

年金の振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の日となります。

年金から特別徴収する保険料等

日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税を特別徴収しています。

- 各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。
- 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

年金から特別徴収する保険料（税）額等に関することは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

15

NO.7 リーフレット「日本国内・国外へ出入国される方 年金の手続きが必要です」(表面)

[原案]

日本国内・国外へ出入国される方は年金の手続きも忘れずに！！

【出国時の手続き】

1 国民年金被保険者の資格喪失と任意加入の手続き

海外に居住することになった時、※3号の喪失は令和2年4月1日以降

資格の喪失

- 国民年金第1号被保険者は強制加入被保険者ではなくなります。
- 国民年金第3号被保険者も海外に居住することになったときは被保険者資格を喪失します。
(※特例により継続する要件については、年金事務所にお問い合わせください。)

任意加入

- 日本国籍の方であれば、届出により国民年金に任意加入することができます。
- 任意加入には手続きが必要です。お住まいの市区町村国民年金担当窓口で手続きしてください。

2 任意加入手続き後の保険料の納付方法

- 保険料納付方法は以下の2つの方法があります。

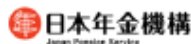


- 年金額を増やすことができる付加保険料を納めることもできます。

※既に出国予定以後の保険料を納付している方も任意加入の手続きをしないと、保険料が滞付となります。
※海外の大学等に留学した場合は学生納付特例制度（学生の方で保険料納付を猶予する制度）は利用できません。

3 任意加入被保険者の将来の年金

- 任意加入被保険者も国内の国民年金第1号被保険者同様、受給要件を満たした場合、保険料納付済期間に応じた老齢基礎年金を受け取ることができます。
- 任意加入したうえで保険料を納めることで、海外在留期間に死亡したときや病気やけがで障害が残ったときに遺族基礎年金や障害基礎年金が支給されます。



【入国時の手続きは裏面へ】

[見直し案]

日本国内・国外へ出入国する方

タイトル修正

年金の手続きが必要です！！

【お住まいの市区町村国民年金担当窓口で手続きしてください。】

追記
(冒頭で区別)日本国外へ出国する方
出国前の手続きは下記へ日本国内へ入国した方
入国後の手続きは裏面へ

▶裏面へ

出国前の手続き（海外に居住する場合）

国民年金第1号被保険者が、海外に居住することになった場合は、被保険者ではなくなります。お住まいの市区町村国民年金担当窓口で手続きが必要です。

国民年金第3号被保険者も海外に居住する場合は、原則、被保険者ではなくなります。配偶者が勤務する会社を通じて手続きください。

※ 厚生年金に加入する配偶者の海外赴任に同行する場合などに特例があります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

【現在】
国民年金
第1号・3号被保険者【出国後】
年金資格を喪失

年金の任意加入が可能

フロー図の追加

国民年金の任意加入が可能

日本国籍の方であれば、届出により国民年金に任意加入ができます。

任意加入には手続きが必要です。お住まいの市区町村国民年金担当窓口で手続きください。

※ 任意加入はお申し出した日からとなります。

任意加入することで受給できる公的年金

- ① 高齢になったとき（受給要件を満たした場合） ▶ 老齢基礎年金（加入期間に応じて増額）
※保険料納付期間に応じた年金額
- ② 海外在留期間中に死亡したとき ▶ 遺族年金
- ③ 海外在留期間中に病気やけがで障害が残ったとき ▶ 障害年金

任意加入後の保険料の納付方法

保険料納付方法は以下の2つの方法があります。



○ 年金額を増やすことができる付加年金も納められます。

※既に出国予定以後の保険料を納付している方も任意加入の手続きをしないと、保険料が滞付となります。
※海外の大学等に留学した場合は学生納付特例制度（学生の方で保険料納付を猶予する制度）を利用できません。

NO.8 リーフレット「出産された方は 産前産後期間の国民年金保険料免除制度をご利用ください！」

(別添)

[原案]

(表面)

出産された方は 産前産後期間の
国民年金保険料免除制度をご利用ください！

○産前産後期間の保険料納付が免除になります。

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

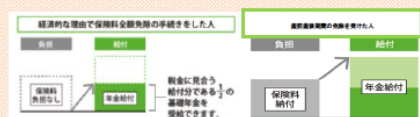
なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

○届出の手続きが必要となります。速やかに届出をお願いします。

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。
また、平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出も可能です。
届出先は、お住いの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。

○保険料全額免除との違い

保険料の免除が承認された期間は、将来の年金額を計算するときは、免除期間は保険料を納めた時に比べて2分の1になります。一方、産前産後期間の保険料免除は保険料を納付したものととして老齢基礎年金額に満額が反映されます。



○対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

忘れずに手続きをしましょう。



<よくあるご質問>

Q1 出産後に届出することはできる
A1 出産後でも届出することができ、月の前月から翌々月までの4

Q2 平成31年3月に出生し
A2 施行日が平成31年4月です。3月に出生した場合

Q3 産前産後期間の免除は、年金
A3 産前産後期間として認められ、支給額に反映されます。

Q4 産前産後期間は付加保険料を
A4 産前産後期間について、保険料を納付されている場合

Q5 保険料を前納していますが、
A5 保険料を納付されている場合

平成31年4月から日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることができます。また、記入の方法も併せて掲載しています。
★日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>
また、提出の際は以下の書類をご用意ください。

- 添付書類について
届出前に届書の提出をする場合：母子健康手帳など
届出後に届書の提出をする場合：出産日は市区町村で確認できるため原則不要
ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類
- 個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について
届出者本人が窓口で届書を出す場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。
なお、郵送で届書を出す場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。
①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る
②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

手続きに必要なものの
表示を見やすく修正

[見直し案]

(表面)

タイトル修正

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ

産前産後期間の国民年金
保険料が免除されます！

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者[※]が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。早めの届出をお勧めします。

※ 20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人

現在、保険料免除制度を利用して
いる方も手続きしてください！



(裏面)

よくあるご質問

強調したいポイント
を目立つよう改善

Q1 出
A1 出産後でも届出が可能です。

Q2 平成31年3月に出生し
A2 制度の施行が平成31年4月となります。

Q3 産前産後期間の免除は、年金
A3 産前産後期間として認められ、支給額に反映されます。

Q4 産前産後期間は付加保険料を
A4 産前産後期間について、保険料を納付されている場合

Q5 保険料を前納していますが、
A5 保険料を納付されている場合

免除制度の内容

国民年金の保険料免除の仕組み

保険料負担	年金受給額
国民年金納付者 [※] ※現在まで納付した方	納付 国庫負担分 保険料分
現在の免除制度 (全額免除の場合)	免除 国庫負担分 なし
産前産後期間の 免除制度	免除 国庫負担分 保険料分

■産前産後期間の免除制度は、「免除された期間」も「保険料が金額納付された期間」とみなされ、老齢基礎年金はこの期間に対応した額を受け取れます。
国民年金の保険料免除は金額免除の場合、将来の給付額は金額納付時と比べ2分の1となります。
■産前産後期間も付加保険料の納付が可能です。
■産前産後期間の保険料を前納している場合、金額還付（返金）されます。

届出ししないと免除になりません

- 出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。（裏面参照）
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出先は、お住いの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。

保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。
- ※ 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます）
- 免除対象期間（色の付いた部分が免除期間）

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定日 [※]	1か月後	2か月後	3か月後
他の方							
他の方							

※届出が産後の場合「出産日」

手続きに必要なもの

1 届出書

日本年金機構ホームページ【国民年金】
いつでもダウンロードし、利用でき
国民年金担当窓口へ備え付けています

- 個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について
届出者本人が窓口で届書を出す場合、個人番号カード（マイナンバーカード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。
①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど
なお、郵送で届書を出す場合は、マイナンバーカードの両面または①および②のコピーを添付してください。

2 母子健康手帳^{※1}（出産後は、市区町村で確認ができるため不要です）^{※2}

- ※1 郵送で届書を出す場合は、コピーを添付してください。
- ※2 別世帯の子の場合のみ、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

【国民年金被保険者関係届書(届出書)】
緑枠、記入箇所になります。

NO.9 年金振込通知書の音声コードへの収録内容

[原案]

「年金振込通知書」の
音声コード（専用読取装置、携帯電話、スマートフォン対応型）の
内容文

ねんきんきこう ねんきんふりこみつうちしよ おく
 につぽん年金機構から、年金振込通知書をお送りします。

ねんきんふりこみつうちしよ ねんきん じゆきゆう かた ねんきんしほらいがく うけとり
 年金振込通知書は、年金を受給している方で、年金支払額や受取
 きんゆうきかん へんこう かた つど ねんきんしほらいがく し
 金融機関に変更があった方へ、その都度、年金支払額などをお知らせす
 るものです。

あんない ないよう かん と あ
 このご案内の内容に関するお問い合わせは、ねんきんダイヤルへお
 でんわ
 電話ください。

でんわばんごう
 電話番号は、0570-05-1165です。

きやくきま でんわばんごう はじ ばあい とうきょう
 お客様の電話番号が050から始まる場合は、東京、03-6700-11
 65におかけください。

でんわ と あ さい ほんにん かくにん
 お電話にてお問い合わせいただく際には、ご本人であることを確認する
 き そ ねんきんばんごう うかが ようい と
 ため、基礎年金番号をお伺いしますので、あらかじめご用意のうえお問
 あ
 い合わせください。

ちか ねんきんじむしょ こ しょうい よ あ
 また、お近くの年金事務所にお越しいただければ、書類の読み上げな
 てつだ
 どのお手伝いをさせていただきます。

[見直し案]

「年金振込通知書」の
音声コード（専用読取装置、携帯電話、スマートフォン対応型）
の内容文

ねんきんきこう ねんない
 につぽん年金機構からのご案内です。

シンプルに。

こんかい ねんきんふりこみつうちしよ おく
 今回、年金振込通知書をお送りしました。

ねんきんふりこみつうちしよ ねんきん う と ねんきんしほらいがく うけとりきんゆうきかん
 年金振込通知書は、年金を受け取り、年金支払額や受取金融機関に
 へんこう かた し
 変更があった方へお知らせするものです。

短文化

ないよう かん と あ でんわ
 内容に関するお問い合わせは、ねんきんダイヤルへお電話ください。

でんわばんごう
 電話番号は、0570-05-1165です。くり返しお伝えします。

でんわばんごう
 電話番号は、0570-05-1165です。

番号は繰り返す

きやくきま でんわばんごう はじ ばあい
 また、お客様の電話番号が050から始まる場合は、
 とうきょう でんわ
 東京03-6700-1165にお電話ください。

と あ さい ほんにんかくにん き そ ねんきんばんごう き
 お問い合わせの際は、本人確認のため、基礎年金番号をお聞きします
 ので、あらかじめご用意ください。基礎年金番号は、年金振込通知書
 なか ききい
 の中に記載しています。

ちか ねんきんじむしょ こ しょうい よ あ てつだ
 また、近くの年金事務所にお越しになると、書類の読み上げのお手伝
 いもいたします。

余計な敬語や謙譲語を省く